

平成31年度 くまもと・わくわく基金 助成事業のご案内

(熊本市市民公益活動支援基金)

1 助成趣旨

「くまもと・わくわく基金」は、市民の皆様や事業者の方々の社会に貢献したいという想いを寄附金としていただき、NPOやボランティア団体の皆さんが行う公益的な活動を応援するため、登録された団体からの申請に基づき事業費の助成を行います。

2 助成対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が、助成対象事業となります。

- (1) 登録団体が主催する事業であって、共催及び実行委員会形式による事業でないこと
- (2) 営利を目的としない公益的な事業
- (3) 地域社会の発展に資すると認められる事業
- (4) 主に熊本市民を対象とした事業
- (5) レクリエーションを主な目的とした事業でないこと
- (6) 個人に金品を支給する事を目的とした事業でないこと
- (7) 平成31年4月1日から平成32年3月31日の期間内に行われる事業であって、その期間内に実績報告書等の提出ができる事業
- (8) 当該事業が期間内において、熊本市の他の助成等を受けている、若しくは、受けることが決定している事業でないこと

※ただし、熊本市以外から助成等を受けている場合は、助成対象事業費からその助成金等を差し引いた金額に対して助成することができます。

なお、助成決定後に他の助成等を受けた場合は、当基金からの助成を一部又は全部取消し、減額又は助成金の返還をしていただくことがあります。

- (9) すでに着手した事業でないこと

■平成31年度助成分からの変更点■

- ・「共催」や「実行委員会形式」で実施される事業を対象外としました。
- ・助成実施に関わる協力団体の事前申請が必要となりました。（詳細は、様式記入例へ）

※協力関係に関する定義は、以下のとおり（申請書やチラシ、ポスター等の記載も同様とする）

「共催」・・・ともに企画・運営に携わり、事業実施に対する責任が伴う団体

「協賛」・・・事業に賛同して資金や場所などを提供する団体

「協力」・・・事業に賛同して一緒に活動する団体

3 冠基金設置のお知らせ

東京エレクトロン九州 株式会社 様、公益社団法人 熊本法人会 様からのご寄附をもとに冠基金を設置いたしました。採択されたすべての事業は、くまもと・わくわく基金と同基金内に設置された冠基金「東京エレクトロン九州・マッチングギフト」及び「公益社団法人 熊本法人会ファンド」から助成いたします。

<冠寄附者のご紹介>

『東京エレクトロン九州・マッチングギフト』

この基金は、同社の「地域における社会的課題の解決に積極的に取り組むNPO等を支援することにより、健全で豊かな地域社会の実現に貢献することを目的とする」というNPO等支援事業に対する想いから設立されています。

企業概要

同社は、1991年に東京エレクトロン九州株式会社として独立され、付加価値の高い製品をいち早く開発し、また、高品質・低コストの製品を供給することで、高い収益を生み、次世代装置開発への投資を積極的に行ってこられました。

「最先端の技術と確かなサービスで、夢のある社会の発展に貢献します」という基本理念を基に、今後も大きく発展するエレクトロニクス産業という市場のなかで、「人」、「技術」、「社会とのつながり」を大事にされながら、成長と新分野への挑戦を続けられており、それと同時に、地球環境保全活動、地域社会への貢献に尽力されています。

社会貢献

東京エレクトロングループの環境に対する考え方や方向性に基づき、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運営、水資源涵養のための植樹等の環境活動や、熊本城マラソン、「青少年のための科学の祭典」等の地域イベントへの協賛など、様々な社会貢献活動を実施されています。

また、2009年度より行っておられる、従業員からの募金や会社の拠出金をあわせたマッチングギフト寄附の中から、熊本市市民公益活動支援基金にご寄附いただき、当冠基金の設置に至っております。

冠基金のご紹介

いただいた寄附金100万円は、冠基金『東京エレクトロン九州・マッチングギフト』としてスタートアップ助成及びステップアップ助成に活用させていただきます。

公益社団法人 熊本法人会 様

よき経営者をめざすものの団体

『公益社団法人 熊本法人会ファンド』



この基金は、熊本地震において熊本法人会様宛に全国にある法人会様からいただいた義援金の一部を社会貢献事業として活用してもらいたいとの想いで、市民公益活動を応援するくもと・わくわく基金に賛同いただいたことで設置されました。

企業概要

同法人は、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献されている経営者の団体です。主幹事業は、税の啓発活動・税知識の普及・税の提言事業のほか、経営に役立つ実務セミナー、コンサート、献血活動や美化活動、小・中学校への書籍の寄贈、スポーツ支援といった社会貢献事業を不特定多数の皆さまを対象に取り組まれています。

社会貢献

次代を担う児童・生徒に対する健全育成の増進を図り、地域社会の健全な発展に資することを目的とした学校への書籍寄贈や、地域社会に貢献することを目的とした県庁銀杏並木ライトアップコンサート、福祉施設慰問コンサートなどを実施されています。

また、スポーツの分野では、熊本城マラソンでのランナーへのスポーツドリンク提供、スペシャルオリンピックでのボランティア活動のほか、サッカー教室やスポーツチャンバラ選手権大会などのスポーツ支援に取り組んでおられます。

冠基金のご紹介

いただいた寄附金 400 万円は、冠基金『公益社団法人 熊本法人会ファンド』として平成 31 年度から平成 34 年度までにわたって、スタートアップ助成及びステップアップ助成に活用させていただきます。

※助成決定した場合

助成事業で作成したパンフレット、ポスター等の成果物や、団体のホームページに、当基金並びに冠基金からの助成を受けていることを記載してください。

【記載例】

“この事業は、熊本市市民公益活動支援基金（くもと・わくわく基金）と同基金内に設置された「東京エレクトロン九州・マッチングギフト」及び「公益社団法人 熊本法人会ファンド」による助成を受けています。”

4 助成事業の種類及び助成金総額

◆スタートアップ助成事業

助成対象	助成率	助成金総額 ※1
・平成31年4月1日現在で、 設立3年未満の団体が実施する事業 (平成28年4月2日以降設立の団体) ・同一団体に対して助成できる年度は、 1ヶ年度まで	10万円を 上限に、 10割補助	50万円 ※3

◆ステップアップ助成事業

助成対象	助成率	助成金総額 ※1
・様々な分野における市民公益活動 ・同一団体に対して継続して助成できる 年度は、3ヶ年度まで ※2	25万円を 上限に、 事業費の 2/3まで	150万円 ※3

※1 上記「助成金総額」は、予定額のため変更する場合があります。

※2 継続して助成できる年数は、旧制度である分野指定助成による助成年度を含めずに数えるものとします。

※3 採択された事業への助成金は、冠基金「東京エレクトロン九州・マッチングギフト」及び「公益社団法人 熊本法人会ファンド」からの助成金を含んでいます。

5 助成の対象経費

助成の対象となる経費は、助成対象事業に必要と認められる直接的な経費とし、以下の経費とします。

■ 平成31年度助成分からの変更点 ■

- ・役員等に対する人件費等の制限を廃止しました。
- ・人件費等の合計は、助成対象経費の 1/2 までを対象経費とします。(スタートアップ助成、ステップアップ助成共通)

費目	助成対象経費の説明
人件費	助成事業に直接従事した者に対して支出した給料、諸手当及び賃金等。 なお、助成対象額は、助成対象事業に従事した時間数によるなどの合理的な根拠によって算出された額に限りします。
報償費	助成事業での講演等に要した講師謝礼金、助成事業に直接携わった者に対する謝金等。(団体所属員に対するものを除く) なお、社会通念上、妥当性が認められる金額に限りします。
旅費	助成事業に必要な講師招へい旅費、出張旅費(航空運賃、鉄道運賃)、宿泊費、ガソリン代等。 なお、ガソリン代については、その用途等が明示された額に限って、助成対象経費とします。

※上記の人件費等の合計は、助成対象経費の 1/2 までを対象経費とします。

役務費	郵送物の送料、運搬費、広告料、手数料、保険料等
事務費	助成事業に係る物件費、材料代、印刷費(チラシ、ポスター等の印刷費)等
使用料・賃借料	会場使用料(付帯設備使用料含む)、会場設営費、車両等の賃借料等
委託費	助成事業実施に必要なもの(HP作成等)

(備考) 助成の対象とならない経費について

- 次のような団体の維持運営に伴う経常経費等
 - ・ 事務所や活動拠点の家賃、光熱水費
 - ・ 組織で恒常的に発生している人件費
 - ・ 日常的な事務作業や団体内部で使用する備品等の物件費
- 食事代、飲料水代、お茶菓子代などの飲食費
- 講師等への接待交際費
- 補助金の交付決定前に支出した経費
- その他事業を実施するにあたって、適当でないと認められる経費



採択される助成事業は、申請された経費に対しても審査した上で決定されます。
助成申請時に計上されていない経費は、原則として助成対象経費となりません。

<助成対象経費に関する注意事項>

(1) 「人件費」の考え方

「人件費」とは、助成事業に直接従事するスタッフ等に支払われる給与等とします。また、申請する際には、各団体が定める「給与規定」等によって、支給額の確認をさせていただきます。なお、役員等に対して支払われる報酬（役員報酬）は、その職務の対価であり、労働への対価ではないため人件費にはなりません。

(2) 助成事業にかかる経費の考え方

すべての費目において、助成事業経費とその他経費の区別が明確でないものは、団体運営経費とみなし、助成対象経費となりません。

（例）団体ＨＰの運営管理費、インターネット使用料、電話代、ＦＡＸインク代等

◆プリンターインク代（インクカートリッジ、インクトナーなど）の適用範囲

団体または団員が所有するプリンターは、助成事業の実施に関わらず使用されるものであるため、使用するインク代は団体運営経費とみなし、助成対象経費となりません。

ただし、外部印刷より自分たちで印刷する方が安価な場合であって、助成申請時に購入本数を明記しているものは助成対象とします。なお、必要相当数と認められるものを対象とし、助成採択後の追加購入は認めないものとします。

(3) 食材費（材料費）の考え方

会議や交流会等で発生する飲食費は助成対象経費となりませんが、料理教室の食材費など、助成事業実施のために必要な材料費については、助成対象経費となる場合があります。事業の内容や目的によって判断が必要なため、該当する経費は、必ず申請する段階から明記してください。

(4) 助成事業期間と経費

支出した日付（領収書等の日付）が助成事業期間外の経費は、助成対象経費となりません。助成対象期間は、必要経費の支払い期間を含めて申請してください。

(5) 領収書の不備等による経費の取り扱い

領収書の内容に不備があるなど、支出を証することができない経費は、助成対象となりません。領収書の発行を受ける際には、十分にご注意ください。

（例）日付・宛て名・発行元・但し書き等の記載や領収印がない領収書、宛て名や領収印がないレシートなど、支出の内容及び証明がないもの

○ その他、わからないことがありましたら、事前にあいぽーとまでお尋ねください。

6 選考について

助成事業及び助成額は、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）が審査を行い、審査結果に基づいて熊本市が決定します。

(1) スタートアップ助成事業

助成金交付申請書等の提出書類（様式第8号）にて、運営委員会による書類審査を行い、その点数が高い順に助成金の交付を決定します。

(2) ステップアップ助成事業

助成金交付申請書等の提出書類（様式第8号）にて、運営委員会による書類審査及び公開プレゼンテーション審査を行い、その点数が高い順に助成金の交付を決定します。

※ 運営委員会による公開プレゼンテーション審査は、**平成31年2月12日（火）**に開催予定です。日時等が確定し次第、申請団体に通知します。

7 審査について

(1) 審査基準について

項 目	審査基準の説明	配点
市民ニーズ適合性	市民の多様なニーズ（需要・要望）を捉え、それらに対応した内容となっている。	10
事業計画性	事業目的を達成するための手段や方法が適切であり、合理的に事業を実施することができる。	10
公益性	不特定多数の方への利益増進に寄与するなど、公益的な効果が見込める。	10
発展性	事業の持続性や事業効果が広く波及する見込みがあり、事業の拡大や改善等を行いながら発展していく可能性がある。	10
まちづくりへのビジョン	本市に対する愛着と「事業を通じてどのような熊本市にしていきたいか」というビジョンを持った、よりよい熊本市づくりを目指す取り組みである。	10

○「まちづくりへのビジョン」について

この項目では、申請された事業が、熊本市にとって「どのような役割を果たすのか」または「事業終了後にどのような貢献をしていくのか」という点から、よりよい熊本市づくりを目指す事業であるかについて評価します。

(2) 審査基準に関する留意事項

① それぞれ次の基準点を満たす必要があります。基準点は次のとおりです。

■ スタートアップ助成事業 満点の50%以上（50点×7人×50%＝175点）

■ ステップアップ助成事業 満点の50%以上 (50点×7人×50%=175点)

- ② 審査の結果が同点の場合は、「まちづくりへのビジョン」の合計点が高い事業を選定するものとします。

8 申請期間 平成30年11月15日(木)から平成30年12月14日(金)まで
ただし、第2木曜日(12/13)は除く。

9 受付時間 午前9時から午後7時まで
ただし、最終日12月14日(金)は、午後5時までとします。

10 提出方法 持参により提出してください。(郵送、メール、FAX等は不可)
受付場所 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと
(熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと1階)

11 申請方法 次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 熊本市市民公益活動支援助成申請書(様式第8号)
- (2) 当該事業年度の役員名簿(様式第3号)
- (3) 人件費、報償費、旅費等を定める「給与規定」等

※ 様式は、あいぽーとホームページからダウンロードしていただくか、熊本市市民活動支援センター・あいぽーとで申請期間中に配布いたします。

《あいぽーとホームページ》

http://www.kumamoto-aiport.com/kumamoto_wakuwaku/

12 助成事業説明会

申請団体に向けた助成事業説明会を、次の日程で開催します。

多くの皆様の参加をお待ちしています。

- 日時 平成30年11月14日(水) 午後6時から
- 場所 熊本市総合保健福祉センター・ウェルパルクまもと1階大会議室

13 審査結果

平成31年3月上旬までには、申請団体にご通知するとともに、あいぽーとホームページで公開します。なお、採否の理由の問い合わせは、受付いたしません。

14 その他

- (1) 公正性、透明性を高めるため、助成金交付申請書や実績報告書等の提出書類及び助成事業の内容、成果等は公開させていただきます。
- (2) 交付を決定した団体については、助成金を活用した事業の実施状況の報告会やあいぽーと情報誌等へのご協力をいただくことがあります。
- (3) 助成事業の実施にあたり、助成事業で作成したパンフレット、ポスター等の成果物や団体のホームページに、当基金並びに冠基金からの助成を受けていることを掲載してください。

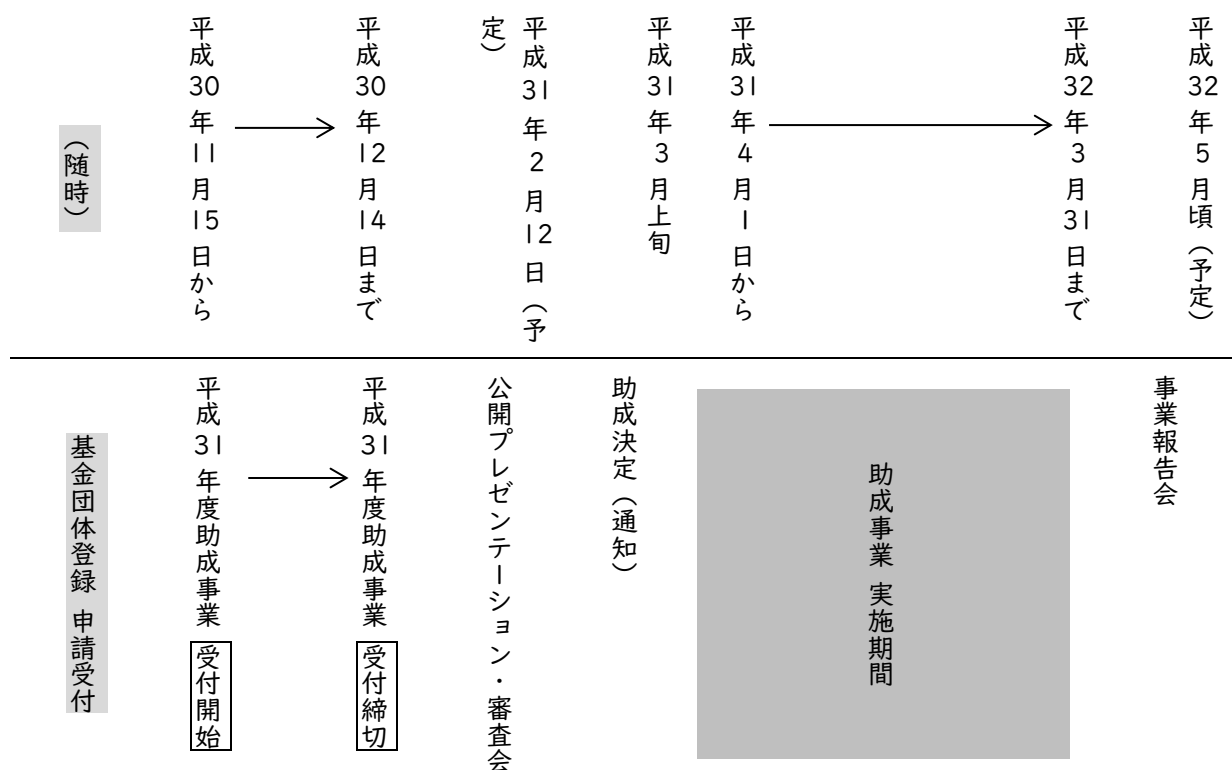
【記載例】

“この事業は、熊本市市民公益活動支援基金（くまもと・わくわく基金）及び同基金内に設置された「東京エレクトロン九州・マッチングギフト」及び「公益社団法人 熊本法人会ファンド」による助成を受けています。”

15 個人情報の取り扱いについて

収集した個人情報の利用及び管理は「熊本市個人情報保護条例」に基づき適正に取り扱います。

16 平成31年度助成事業のながれ



17 実績報告と精算手続きについて

- (1) 助成事業が完了した団体は、実績報告書（様式第15号）、事業収支決算書（様式第16号）、事業領収証等の経費の支出を証する書類及びその写し並びに事業の成果を証する書類等を添えて（以下「実績報告書等」という。）、**事業終了後2週間以内に**提出してください。



実績報告書等の最終提出期限は、平成32年3月31日です。「事業終了後2週間以内」と「平成32年3月31日」のいずれか早い方までに提出してください。

- (2) 助成金の支払いは、原則として事業終了後となります。助成事業の性質上、年度途中で助成金を交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して概算額を交付することができます。
- (3) 助成金の交付決定後、交付対象の経費の内容等を変更または中止しようとするときは変更等申請書（様式第13号）を提出してください。
- (4) 助成事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書など）はいつでも見られるように整理しておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、助成金の交付に係る会計年度終了後、5年間保管してください。
- (5) 事業終了後、事業の実施状況及び経理状況について、団体の事務所等において、実地調査をする場合があります。

18 助成金の交付取消と返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、返還をしていただく場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 不正な手段により、助成を受けたとき
- (2) 助成目的以外の経費に流用したとき
- (3) 交付した助成金に余剰金が生じたとき
- (4) 助成事業を変更、中止又は廃止したとき、若しくは、助成事業が予定期間内に完了しないとき
- (5) 助成対象事業が熊本市の他の助成等を受けていたことが判明したとき
- (6) 助成対象事業が熊本市以外の助成等を受けていて、その合計金額が助成対象事業経費を超えていることが判明したとき
- (7) その他、熊本市が定める要綱に違反した場合

19 寄附をいただいた方のご紹介（平成 29 年 11 月から平成 30 年 10 月まで）

※ お名前の公表にご承諾いただいた方のみ、掲載しています。

【冠寄附者】

- ◇ 東京エレクトロン九州 株式会社 様
- ◇ 公益社団法人 熊本法人会 様

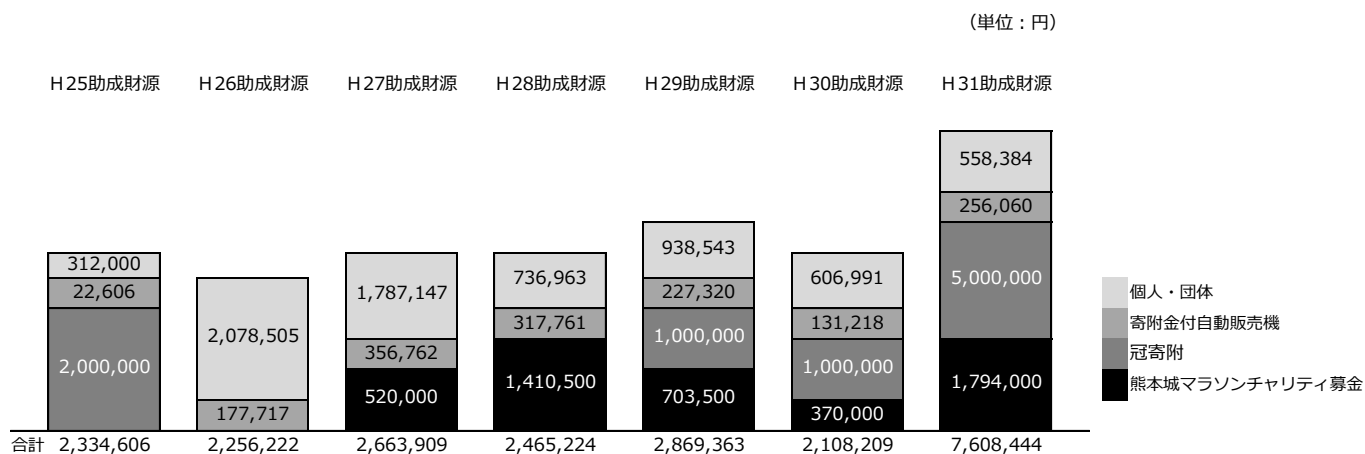
【事業者・団体】

- ◇ NPO 法人 スポレク・エイト 様
- ◇ 株式会社 お菓子の香梅 様
- ◇ 熊本シティエフエム
- ◇ 株式会社 熊本市リサイクル事業センター 様
- ◇ 株式会社 サンワイーテック 様
- ◇ 株式会社 パスト 24 様
- ◇ 株式会社 宮食 様
- ◇ 熊本新明産業 株式会社 様
- ◇ 有限会社 石翔 様
- ◇ 有限会社 オー・エス収集センター 様

【個人】

- ◇ T&T 佐々木 崇 様
- ◇ T&T 丸山 泰右 様
- ◇ 大司 恭史 様
- ◇ 河野 宏始 様
- ◇ 久門 和宏 様
- ◇ 鈴木 雅夫 様
- ◇ 宮 昌隆 様

参考：これまでの寄附額



20 社会貢献型自動販売機の設置事業者のご紹介

設置事業者名 (敬称略)	設置台数
株式会社 パースト24	24台
有限会社 石翔	1台
株式会社 宮食	2台
有限会社 オー・エス収集センター	3台
熊本新明産業株式会社	3台
熊本市リサイクル事業センター	5台
株式会社 お菓子の香梅	1台
株式会社 熊本シティエフエム	1台
NPO 法人 スポレク・エイト	3台

21 寄附金付自動販売機の提供事業者のご紹介

提供事業者名 (敬称略)
コカ・コーラウエスト 株式会社
サントリービバレッジサービス 株式会社
FV ジャパン 株式会社
株式会社 伊藤園

提供事業者とは・・・

くまもと・わくわく基金に賛同し、寄附金付自動販売機の設置や寄附額の報告並びに寄附金の支払等の事務の代行にご協力をいただいている事業者です。

【お問い合わせ・申請書類提出先】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

住所 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

電話 096-366-0168

FAX 096-366-8830

あいぽーとホームページ

URL http://www.kumamoto-aiport.com/kumamoto_wakuwaku/